

オーストリアの永世中立憲法と国際協力

澤野義一

はじめに

- 一、オーストリアの永世中立に関する憲法と法制度
 - 二、オーストリアの永世中立と集団的安全保障
 - 三、オーストリアの永世中立と国連平和維持活動
 - 四、オーストリアの永世中立と湾岸危機・戦争
 - 五、オーストリアの永世中立とEC・EU加盟
- おわりに

はじめに

東西冷戦体制の崩壊を契機として国際協力が強調される状況の中で、諸外国からというよりは、スイスやオーストリアにおいて、永世中立の存在理由が問われるようになった。一つは欧州統合との関連、もう一つは国連協力との関連においてである。いずれも、従来から問題とされてきたものであるが、冷戦崩壊後はとくに深刻に受けとめられた。欧州統合については、冷戦崩壊後容易になったことから、欧州中立諸国はEC（EU）加盟の方針をとったのであるが、それは、ECへの協力のあり方によっては（とくに安全保障協力の場合）、永世中立の立場と抵触することになるからである。国連協力については、中東湾岸危機・戦争に際して国連がとった制裁措置に対して、永世中立国はどの程度協力できるのかが問題となった。国連の経済制裁には協力できるが、軍事的制裁には一切協力できないのか。もしそうであるなら、永世中立は見直すべきではないのか、といった見解が公然と出されるようになった。^①

日本は現実には永世中立国ではない（憲法九条からは永世中立が要請されている）が、類似の現象は日本でもみられた。湾岸危機を契機として、国連平和維持活動（PKO）などにより自衛隊の海外派兵を正当化するために、「国連中心主義」を名目とした国際協調主義ないし国際貢献論が唱えられたが、保守的な政府与党の中からは、非武装中立を消極的な「一国平和主義」として批判する見解が出された。^②しかし、護憲論の立場から非武装中立を主張してきた野党の中には、そのような見解に反論せず、非武装中立（この中立には非同盟中立と永世中立が含まれている）は冷戦が崩壊したことにより歴史的役割を終えたとする見解を出すものも現れた。^③

以上のように、中立とりわけ永世中立に関する懐疑的な見解がみられる近年の状況にかんがみ、永世中立国の行っ

ている実際の国際協力とそれに対してなされている近年の議論をとりあえず把握することが、本稿の目的である。その際、本稿の問題関心は、永世中立を単に国際法的レベルで扱うのではなく、国内法である憲法とのかかわりにおいても把握することにある。永世中立に関する考察は、国際法学者が国際法の観点からだけで扱う傾向があり、国内法である憲法との関連性に焦点が当てられていないという問題がある。しかし、永世中立を実践的に活かす立場（とくに憲法九条の理念を活かす立場）からすれば、憲法学の観点からも考察する必要があるのではなからうか。永世中立の憲法的なレベルでの是非論は、憲法改正論議にも関連する問題もあるからである。その意味で、永世中立憲法をもっているオーストリアが、さしあたり本稿の対象となる。第一章と第二章では、オーストリアの永世中立に関する基本的事項について最小限度に扱い、第三〜五章では、PKO、湾岸危機・戦争、EC・EU加盟との関連でオーストリアの対応状況を扱う。

なお、日本の学界では、近年、外国の永世中立の動向に関する研究がほとんどなされていないようであるが、憲法九条と日米安保や国連協力との関連で、考察の意義が依然としてあるものと思われる⁴⁾。

- (1) このような問題状況を指摘する文献として、⁵⁾ D.Schindler, *Changing Conceptions of Neutrality in Switzerland*, in: *Austrian J.Publ.Intl.Law* 44, 1992, pp.105ff. オーストリア語では、Ch.Grabenwarter, *Constitution and Peace between States*, 1995 (国際憲法学会第四回世界大会「東京」に提出されたレポート)参照。
- (2) 自民党・小沢調査会の「安全保障問題に関する提言」(一九九三年二月)。その問題点については、澤野義一「国連中心」の安全保障と非武装中立論 大阪経済法科大学『法学研究所紀要』二二二号(一九九五年)一五三—一五五頁参照。
- (3) 一九九四年に社会党ないし同党の村山富市元首相が表明した見解。その問題点については、澤野・前掲一五九—一六一

(4) 澤野『非武装中立と平和保障』(青木書店、一九九七年)参照。

一、オーストリアの永世中立に関する憲法と法制度

1 オーストリアの永世中立憲法の特徴

オーストリアの永世中立の国際法的性格や国内法制度を支えている基点は、「オーストリアの中立に関する連邦憲法法律」(以下、「中立憲法法律」と略す)である。それは、既存の憲法典の中に追加されたものではないが、憲法(Verfassung)と同等の特別な「憲法法律(Verfassungsgesetz)」⁽¹⁾として、一九五五年一〇月二六日、議会で議決された。当該「中立憲法法律」は、次のように規定されている。

「第一条 (1) オーストリアは、その対外的独立を永続的に維持するため、および自国領域の不可侵のために、自由意思により、自国の永世中立を宣言する。オーストリアは、この永世中立をあらゆる可能な手段により擁護し、防衛する。

(2) オーストリアは、将来にわたりこの目的を確保するため、いかなる軍事同盟にも参加せず、また自国領域内に外国の軍事基地の設置を認めない。

第二条 この連邦憲法法律の実施は、連邦政府に委任される。」

その後、この「中立憲法法律」とは別に、一九七五年、総合的国防目標規定が第九a条として、正規の憲法典に追

加された際²⁾、同条の中に、その主要任務として、永世中立を擁護することが明記された。同条は、全体として、次のように規定されている。

「(1) オーストリアは、総合的国防方針を表明する。その任務は、対外的独立ならびに連邦領域の不可侵と統一を維持すること、特に永世中立を擁護し防衛することである。それとともに、憲法上の制度とその行為ならびに住民の民主的な自由が、外国からの暴力的侵害から保護され、かつ防衛されなければならない。

(2) 総合的国防には、軍事的、精神的、市民のおよび経済的な国防が含まれる。

(3) すべてのオーストリア男性市民は、防衛義務がある。良心的理由により防衛義務の履行を拒否し免除される人は、代替公務につかなければならない。詳細は法律で定める。」

以上の「中立憲法法律」と第九a条をあわせて、オーストリアの永世中立憲法ということができよう。

2 オーストリアの永世中立の国際法的性格

オーストリアの「中立憲法法律」は国内法であるから、それが議会で議決されただけでは国際法的効力は生じない。そこで、「中立憲法法律」制定後の一九五五年一月二四日、オーストリア政府は、外交関係を有するすべての国にオーストリアの永世中立の承認を求めて、当該「中立憲法法律」を通知（中立宣言）した。それに対し、明示的な承認ないしは異議を唱えない承認をえたことで（一九五六年八月段階で五〇数カ国が承認）、オーストリアの永世中立は国際法的な拘束力をもつに至った。それによって、オーストリアは永世中立国の国際法上の義務を負い、他の国々はオーストリアの永世中立の地位を尊重する義務を負うことになったといえる。なお、この場合の永世中立の尊重義

務は、侵略された永世中立国を具体的に防衛する保障義務までは含まれないとされている。^③

論

永世中立国に固有の国際法(中立法)上の義務とは、一般的には、①戦争を開始しない義務、②第三国間のいかなる戦争にも参加しない義務、③外国の攻撃から中立国の独立と平和を可能なあらゆる方法で維持する義務、④武力紛争に巻き込まれて中立国を危機に陥れるようなことになる軍事的同盟に平時から加わらない義務である。ただし、①の義務は、現代国際法ではすべての国家の義務となっており、永世中立国に固有の義務とはいえない。④の義務にはイデオロギー的な中立義務は含まれない。^④

これらの国際法における中立法上の義務(中立政策)については、上記のオーストリアの「中立憲法法律」に表現されているし、すべての永世中国が共通に遵守すべき義務でもあるが、各国に独自の中立政策は、中立法の範囲内で自由に実施できる。^⑤したがって、③の中立(国)を維持する方法として、オーストリアやスイス政府は武装永世中立を想定しているが、軍事力によるかどうかについては、各国に選択の余地がありうるという見解もみられるようになってきている。^⑥また、国連加盟や国連の集団的安全保障とのかかりなどは、オーストリアとスイスでは必ずしも同じではない。

確かに、一九五五年四月一日のソビエトとオーストリアの代表が合意したモスクワ覚書(それは米英ソ仏四カ国占領軍の支配からオーストリアが独立することになる一九五五年五月一日の国家条約締結への端緒となった)では、オーストリアの独立は、スイス型の永世中立を実施することが条件となっていた。しかし、モスクワ覚書自体はオーストリアの永世中立を国際法的に基礎づけた条約ではなく、両政府代表間の将来の政治的取り決めにすぎなかったから、オーストリアの永世中立の国際法的基礎は、上述したように、オーストリア議会で議決され、諸外国から承認さ

れた「中立憲法法律」だけであると考えるべきである。とすれば、オーストリアがスイスの永世中立をモデルにすることが「中立憲法法律」に明記されていない以上、どのような中立政策をとるかは、オーストリアの自由意思に委ねられていると考えてよいだろう。⁷⁾

なお、オーストリアの永世中立化は、上述したように、同国の独立のあり方を検討する国家条約の審議過程（一九四七～五五年）で浮上したものであるが、それは、東西冷戦下で、大国にとっては軍事的緩衝地域の存在意義があること、オーストリアにとっては大国による分割支配の回避という点で、各国の利害が一致したことから構想されたといえる。それについては、ソ連がスターリン死後の冷戦緩和状況下で一九五四年頃からイニシアチブをとった。西側諸国は最初反対したが最終的に賛成して、オーストリアの永世中立が実現した背景がある。⁸⁾

3 オーストリアの永世中立と国内法制度

さて、オーストリアの永世中立は、同国の国内法においてどのように位置づけられているのであろうか。

オーストリアは「中立憲法法律」を制定したことで、中立政策を国内法において実施する制度を整備することになるが、オーストリアの中立は同時に国際的承認をえたことで、オーストリアの中立の具体的内容は、基本において、国際法（中立法）上の永世中立義務に合致するものでなければならぬ。というのは、同国の憲法では、「一般的に承認された国際法規は、連邦法の一部として効力を有する」（九条一）からである。したがって、国際法上の中立法に反する国内法の制定は違憲であり、許されない。⁹⁾

オーストリアの永世中立を具体化するため、一九五五年以降、上述したように、正規の憲法典の中にも、永世中立

説
 条項が規定されたし、中立関連諸法規も制定された（一九九〇年代以降の法改正については四参照）。憲法の永世中立規定は国家目標規定であり個人を直接規律しえないので、中立関連諸法規の制定は、個人に対しても中立擁護を義務づけるという意義がある（憲法規定の私人間における間接効力）。すなわち、中立を危険に陥れる私法的行為に對しては、中立は公序違反の基準として妥当する。そのような法規として、刑法の「中立危険罪」（三二〇条I、一九七四年）、行政法規の「戦争物資の輸出入等に関する法律」（三条(1)の1、一九七七年）などがある。¹⁰⁾

中立危険罪（オーストリア刑法典三二〇条第一項、一九七四年）は、次のように規定されている。

「オーストリア共和国が参加していない戦争または武力紛争中、あるいは、そのような戦争または武力紛争の差し迫った危険がある場合は、国内において、故意に当事国の一方のために、

1 戦争計画に参加するため、当事国の一方の軍事組織または海、陸、空の乗り物を準備し、あるいはそれらに武装させた者

2 義勇軍を組織または維持し、あるいは、それを目的としましたは当事国の一方の兵役勤務を目的とする徴募場所を設置または運営した者

3 現行規定に違反して軍事物資を国内から輸出し、あるいは国内を通過して運送した者

4 軍事目的のために財政上のクレジットを与え、あるいは公然と募金活動をした者

5 軍事情報を伝達し、あるいははその目的のために通信施設を設置または利用した者

以上の者は、六月以上五年以下の自由刑に処する。」

戦争物資の輸出入等に関する法律（戦争物資の輸入、輸出、通過運送に関する連邦法律）一九七七年）は、次の

ように規定されている。

「第一条 (1) 戦争物資の輸入、輸出、通過運送は、他の法規定上絶対必要な許可とは別に、この連邦法律に基づく許可を必要とする。

(2) 戦争物資の輸入、輸出、通過運送とみなされるのは、国境を越えて戦争物資を運ぶ行為である。

(3) 国の航空機による国境通過には、航空法規が適用される。

第二条 武器、弾薬、軍装備品のどれがその時々軍事技術の発達状態からみて当該連邦法律でいう戦争物資とみなされるかは、連邦政府が国民議会の最高委員会と合意の上で政令で定める。

第三条 (1) 第一条に基づく許可は、他の法律あるいは国際法上の義務に反しない限り、連邦憲法第一三〇条二項を適用し、内務大臣が外務大臣および国防大臣との合意の上で、連邦首相の意見を聴いて付与する。但し、以下のことが留意されなければならない。

1 輸入、輸出、通過運送は、永世中立を特別に配慮し、オーストリア共和国の国際法上の義務あるいは外交上の利益に反しないこと。

2 輸出または通過運送は、武力紛争が存在する地域、武力紛争が生ずる恐れのある地域、あるいはその他の危険な緊張状態が存在する地域に対して行わないこと。

3 輸出または通過運送は、重大で頻繁な人権侵害があるために、引き渡された戦争物資を人権抑圧のために使用するかもしれない危険性のある国に対して行わないこと。

4 国連安全保障理事会の禁輸決議は、オーストリアの永世中立に留意し、それに相応した配慮がなされること。

説

5 輸入、輸出、通過運送は、安全保障または軍事上の懸念を生じさせないこと。

6 その他相応の重大な懸念が存在しないこと。

論

第七條 (1) この連邦法律上必要な許可なく、戦争物資を輸入、輸出、通過運送した者は、他の規定でより重い刑罰が課せられない場合は、単なる過失であっても、法廷で、二年以下の自由刑または一日の金額に三六〇を乗じた額以下の罰金に処する。」(第四〜六条は略)

中立危険罪と戦争物資の輸出入等に関する法律は、永世中立という憲法の国家目標を実施するため、それに反する個人の行為を罰するものである。しかし、同法が処罰規定であり、人權の制約を伴う以上、罪刑法定主義や法治国家原理との関連で、処罰規定要件の明確性が問題となりうる。この点は、オーストリアの憲法裁判所で審議されたが、同法律は必ずしも明確性に欠けるとはいえないとして、合憲判決が出されている(一九九一年二月一三日)¹⁾

- (1) 「憲法法律」は、日本では、「憲法的法律」とか「憲法規程」とも訳されている。
- (2) 当時の背景については、H・フェルナウ、小柏葉子訳「オーストリア」百瀬宏編『ヨーロッパ小国の国際政治』(東京大学出版会、一九九〇年)二〇八頁以下、藤村瞬一「ヨーロッパ小国の安全保障——オーストリアの場合」『国際政治』六三号(一九七九年)二四頁以下など参照。
- (3) 田岡良一「オーストリアの永世中立」『国際法外交雑誌』五五巻五号(一九五六年)四一—二頁、嘉納孔「オーストリアとEEC」『神戸法学雑誌』一三巻三号(一九六三年)三四一頁以下参照。
- (4) A. Verdross, Die immerwährende Neutralität Österreichs, 2. Aufl. 1980. A・フェアドロス、澤野義一・大竹秀樹・村上博訳「オーストリアの永世中立」『龍谷法学』一九巻四号(一九八七年)一二七頁以下参照。
- (5) A・フェアドロス、前掲『龍谷法学』一九巻三号(一九八六年)一八三—一八五頁。

- (6) 伊津野重満『永世中立と国際法』(学陽書房、一九八二年)八八頁以下、澤野「永世中立宣言と国際法」『月刊社会党』三八六号(一九八八年)二六一―二八頁参照。
- (7) A・フェアドロス、前掲『龍合法学』一九卷三号一七八―一八五頁。
- (8) 工藤美知尋「オーストリア永世中立の成立過程」『政経研究』八卷一号(一九七一年)一四五頁以下。
- (9) Adamovich/Funk, Österreichische Verfassungsrecht, 1985, S.89.
- (10) Adamovich/Funk, a. a. O., S.89f., 101f.
- (11) 判決の詳細な内容は P. Fischer / G. Hafner / G. Loibl, Aktuelle österreichische Praxis zum Völkerrecht, in : Austrian J. Publ. Intl. Law 44, 1993, S.199ff. 参照。

一、オーストリアの永世中立と集団的安全保障

1 オーストリアの国連加盟の経緯

オーストリアは、まだ完全な主権国家でなく、永世中立国でもない一九四七年段階で、国連加盟を申請したことがあるが、ソ連の反対で加盟が阻止されている。しかし、ソ連も同意して調印された一九五五年五月一五日の国家条約の前文において、「オーストリアの国連加盟申請を支持する」ことが約束されたから、この段階では、オーストリアの国連加盟の障害はないと思われたが、それにもかかわらず、ソ連から最初に拒否権が行使された。それは法的には国家条約前文の約束に違反するのではないかとの疑問もあったが、その後、ソ連の妥協により、オーストリアは永世中立国としての特別の法的地位を明示的には与えられることなく、一九五五年二月一四日、国連加盟申請が承認されたのである。¹⁾ オーストリアが、国際社会に向けて永世中立宣言の承認を求めてから、ちょうど一カ月後ということ

論

2 永世中立と集団的安全保障の両立性

永世中立と集団的安全保障が両立可能かどうかという論議に関する多様な見解が出るようになるのは、オーストリアが国連に加盟して以降である。それは、国連設立当初の見解に対する評価ともかかわるので、国連設立当初の見解について、まず言及しておく。

(一) 国連設立当初の見解

現行の国連憲章二条五項は、「すべての加盟国は、国際連合がこの憲章に従ってとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、かつ国際連合の防止行動又は強制行動の対象となつていけるいかなる国に対しても援助の供与を慎まなければならない。」と定められているが、国連設立当初、同規定の前段は永世中立と両立しえないものと解する見解が支配的であつた。というのは、憲章を審議した一九四五年のサンフランシスコ会議（第一委員会）で、フランス代表のポール・ボンクール (Paul Boncour) が、永世中立を念頭において、二条五項（前段）に、「いかなる国もこの義務を免れるために中立の地位を援用することはできない」という明確な規定を挿入することを提案した際、その提案は採用されなかったが、委員会報告によれば、その意図は、二条五項の規定の中に含まれているという了解があつたとされているからである。^② その背景には、第二次世界大戦を契機にしてなされた国連憲章の審議において、連合国に敵対したドイツや日本などの枢軸国だけでなく、スイスなどの中立国が排除されていたことに留意しておく必要がある。

このような背景の下で、オーストリアが国連に加盟する頃までは、永世中立と集団的安全保障は両立しないという見解が支配的であった（オーストリア出身で戦後アメリカで活躍したH・ケルゼン、スイスのR・ビントシュエトラなど）^③。このような見解は、日本においても、日本の進路をめぐって日米安保体制か永世中立かを論議し出した一九五〇年前後から、横田喜三郎^④などにより唱えられた。

しかし、当時においても、それとは異なる解釈がなかったわけではない。国際法学者のラリーウ（J.F. Lalive）などの見解がある。ラリーウは一九四七年の論文において、スイスのグッゲンハイム（P. Guggenheim）の一九四五年の論文に依拠して、フランスの提案が採用されなかったのは、憲章がいくつかの場合に中立を認めているという事実^⑤に起因しているのではないかと指摘している。また、フランス代表の提案は、その意図とは別に、必ずしも明確なものではないと指摘したうえで、憲章が永世中立を排除しているとはいえないと述べている^⑥。

その論証の前提として、まず、憲章二条五項が憲章の「目的及び原則」をかかざる憲章一章の中に規定されていることを想起し、その内容を理解するには、同条項が憲章の別の章や条項に規定されている制度とどのように適合するかを検討することが必要であると述べている。それに次いで、国連の集団的安全保障制度が、永世中立の存立の余地を一見与えていないようにみえるが、例えば、「国際の平和及び安全の維持のための安全保障理事会の決定を履行するのに必要な行動は、安全保障理事会が定めるところに従って国際連合加盟国の全部又は一部によってとられる。」という憲章七章四八条は、スイスのような永世中立の地位が容認される根拠を与えていると述べている。ここでいわれているスイスの永世中立は、集団的安全保障への協力について、永世中立国は軍事的協力はできないが、非軍事的協力ならば協力が可能だという「差別的（differential）」中立な^⑦ことは「制限的（qualified）」中立を意味する。こ

説は、国際連盟時代にスイスが一時採用した考え方である。⁽⁶⁾

(二) オーストリアの国連加盟以降の見解

オーストリアが国連に加盟して以降は、国連の集団的安全保障制度の下に永世中立が事実上併存することになったことから、国連の集団的安全保障と永世中立の両立性について、議論が再燃するようになった。学説を概観すると、いくつかのタイプに分類できる。

(a)説は、国連の集団的安全保障と永世中立は完全に両立するという説である。

この説は、オーストリアの国連加盟が異論なく承認されたことから、国連設立当初の支配的解釈が変更されたという見解を前提にしている。例えば、スイスのプチピエール (Max Pejiptiere) が一九五九年の外交・国際関係学会の講演で述べた次のような見解である。すなわち、「オーストリアの中立を承認した国々は一様に、オーストリアが世界組織の構成国として国連に加盟することに同時に賛成投票をした。このことは、当該承認国により、憲章の起草者が憲章に付与した意図と効果に反するような形で憲章が解釈されたことを意味する。オーストリアの中立は、国連に加盟することを通じて強固になったことは疑いないし、それと同時に、中立は通用力のある国際法規として承認されたのである。」と、⁽⁷⁾同様の見解は、旧ソ連の国際法学者ガニューシキンや、⁽⁸⁾オーストリアの国際法学者フェアドロス (A. Verdross) などにも主張している。

そして、このような見解を前提にして、例えば、オーストリアの永世中立の理論的基礎を与えたフェアドロス(その説はオーストリアの永世中立の「公式」見解とほぼ同等視されてきた)⁽⁹⁾は、中立とりわけ永世中立の地位が国連憲章の下で完全に維持できる理由を次のように述べている。

まず、侵略国に対する制裁について、国際連盟規約一六条の場合は、規約違反の戦争が発生した場合、すべての加盟国が侵略国に対して即時かつ直接に制裁措置をとる義務があるが、国連憲章三九条の場合は、侵略などを認定する安全保障理事会の決議をまっけてはじめて制裁措置がとられるので、国連憲章は連盟規約に比べて弾力性があるということである。しかも、憲章四八条では、安全保障理事会は制裁措置をすべての加盟国に対してとることが要請されておらず、制裁措置をとることを免除される国については中立が可能である。しかし、軍事的制裁措置については、安全保障理事会の免除をうけなくとも、憲章四三条三項に従い、安全保障理事会と加盟国が特別協定を批准しなければ、制裁に参加する義務はない。非軍事的制裁措置については、安全保障理事会がすべての加盟国に対して制裁を要請した場合原則的にはすべての加盟国に対して拘束力があり、中立（一時的中立）を選択できないが、永世中立国の場合は、オーストリアが国連に無条件で受け入れられたことから、軍事的制裁だけでなく、非軍事的制裁についても参加の義務はない。オーストリアはこのような特別の地位を与えられている、というのがフェアドロスの説である。¹⁰⁾

ガニューシキンも同様の見解を述べているが、その際、永世中立（他の形態の中立も含む）が国連憲章の目的とも完全に両立すると述べている。というのは、中立は、武力行使を慎み、平和的手段によって国際紛争を解決しようという憲章の意図（一章一・二条）と合致しているからである。¹¹⁾

この説は、上述のラリーヴなどが述べた「制限的」中立論を、永世中立維持の立場から純化させたものといえる。その他、国際民主法律家協会第七回会議第三委員会の基本的見解にもみられる。当該見解では、伝統的な中立（戦時における一国の地位）と異なり、「現在の中立は国連憲章の原則と目的及び、現在の国際法の一般的ルールと矛盾するものではない」とされている。¹²⁾

(b)説は、国連の集団的安全保障と永世中立は部分的ないし限定的に両立するという見解である。

この説では、国連の集団的安全保障と永世中立は、原理（理念）的には絶対的に矛盾するが、個別の規定や、運用で当該矛盾は回避されると考えられている。これは、原理面では、上述の国連設立当初の支配的見解が前提になっているが、個別規定の解釈面では、ラリーヴのような見解、すなわち「限定的」中立論がとられているといえる。この見解は、日本の国際法学者に多くみられるように思われる。

伊津野重満説によれば、次のようなことである。「集団的安全保障は、戦争を禁止・違法化し、約束に違反して武力に訴えた国に対しては、原理的には締約国のすべてが集団の力によって侵略行為を鎮圧して、破壊された平和を回復する制度であり、永世中立は戦争原因のいかんにかかわらず交戦当事者の闘争関係を対等なものとして扱い、双方の交戦当事国に対して公平を維持する制度だから」、「集団的安全保障体制と永世中立の概念が、本来、相容れないものであることについては疑問の余地がない」として、一九四五年の国連会議でフランス代表が行った提案に賛同している。そして、安全保障理事会の非軍事措置に対しては（軍事的措置の場合は異なる）、永世中立国としての義務と国連加盟国としての義務が抵触する場合、いずれが優先するかについて、「オーストリアの学者は大旨前者の見解を有しているが、わが国では主として憲章第一〇三条「国際連合加盟国のこの憲章に基く義務と他のいずれかの国際協定に基く義務とが抵触するときは、この憲章に基く義務が優先する」の解釈により後者の立場にたつ見解が多い」と述べている。⁽¹³⁾

なお、(b)説の前提である集団的安全保障と永世中立が絶対的に矛盾するという点を極端に推し進めると、永世中立は一九世紀の時代遅れの制度であるとして、現代の集団的安全保障の下ではすべて否定されるべきであるという結論

も導き出される余地がある。日本では、上述の横田喜三郎説がその代表例である。

(c)説は、国連の集団的安全保障と永世中立が絶対的に矛盾するというようなことは、一般論としてはいえないとし、矛盾するかどうかという問題は、憲章の個別規定を通じて具体的に解釈されなければならないという見解である。これは、ラリーヴの説の系譜にあるといえる。というのは、(c)説に立つスイスのグレーバー (A. Greber) は、一九六七年の論文において、憲章二条五項が定める国連加盟国の国連への協力義務と永世中立の地位が両立しえない(矛盾する)という、国連審議においてフランス代表から提案された見解には、国連への協力義務と永世中立の地位が「一般的に矛盾するかどうか」、あるいは「どのように矛盾するのか」といった問題は必ずしも言明されておらず、未決定のままであると解釈しているからである。そして、国連の集団的安全保障と永世中立の国際平和に関する目的は同じであり、永世中立の地位が尊重されるように憲章の解釈は可能であるとされている⁽⁴⁾。結論的には、(a)説に近似している。

グレーバーと同様の見解は、日本の国際法学者・田岡良一がグレーバーよりも早く、一九五六年の論文で述べているが、それは、ラリーヴやフェアドロスなどの説に依拠したものと思われる。

田岡は、一九四五年のサンフランシスコ会議で提案されたフランス代表の見解、すなわち「永世中立国は国際連合に加入できない」という説が今日まで「通説」になっていること、あるいは「戦争を起した国に制裁を加える世界的機構ができた、だから中立は時代おくれになった」という「簡単で分り易く、世人に受け入れ易い」見解に反論し、国連加盟と永世中立が矛盾しないことを論証している。その議論の前提には、次のような考え方があつた。すなわち、「国連憲章第一章(一)、一二条」は、国連の目的および原則を列挙した章であり、そのうちの第二条二項乃至五項は、

説 国連組成国の義務をごく大きっぱに概括して述べたものであって、これ等の規定に於いて抽象的に表現されている組成国の諸義務の正確な内容は、それより後の憲章各条を詳しく分析し、また運用を見極めた上で、はじめて知ることができる。従って第二条五項が『すべての組成国は、国連連合がこの憲章に従ってとる行動に、あらゆる援助を与えねばならぬ』と言っているからとて、これから直ぐ『国連が平和破壊者に対する軍事行動を起こした場合に、すべての組成国はこれに協力する義務を負うものであって、除外例は認められない』という結論を下してはならない。「この問題については『平和破壊者に対する強制行動』を取扱う第七章の各条を詳細に調べて「義務の有無を判断すべきである」と。そして、永世中立国に国連の軍事協力義務がないこと、永世中立や「中立そのもの」も決して時代遅れではないこと（中立を時代遅れとする説こそが時代遅れであること）などを主張している。⁽¹⁵⁾ただし、この論文では、非軍事的協力義務の問題にはふれられていない。

- (1) J.Kunz, *Austrian's Permanent Neutrality*, in: *AJIL* 50, 1956, p.423.
- (2) J.F.Lalive, *International Organization and Neutrality*, in: *BYIL* 24, 1947, p.77. 伊津野重徳『永世中立と国際法』(前掲) 一六八—一七〇頁を参照。
- (3) H.Kelsen, *The Law of the United Nations*, 1950, p.108; R.Bindschedler, *Das Problem der Beteiligung der Schweiz an Sanktionen der Vereinten Nationen, besonders in Falle Rhodesiens*, in: *ZöRfV* 28, 1968, S.2ff.
- (4) 横田喜三郎「永世中立論を批判する」『前進』一九四九年七月号三〇頁以下、同「日本の安全保障」『国際法外交雑誌』五一巻一号(一九五二年)六頁以下。
- (5) J.F.Lalive, *op. cit.*, p.77f.
- (6) J.F.Lalive, *op. cit.*, pp.77, 87f.

- (7) プチビエールの見解については、A・フェアドロス「オーストリアの永世中立」前掲（一九卷四号）一四三頁から引用。
- (8) B・ガニューシキン、世界経済研究所訳『現代の中立』（三一書房、一九五九年）二二六頁以下。
- (9) H. Miesler ua. (Hg.), *Ins Humanitatis, Festschrift zum 90. Geburtstag von A. Verdross*, 1980, S. 52.
- (10) A・フェアドロス「オーストリアの永世中立」前掲（注7）一四一頁以下。
- (11) B・ガニューシキン、前掲（注8）参照。
- (12) この見解については、『同志社法学』七四号（一九六二年）一七二頁以下（一七八頁）を参照（松下泰雄）。
- (13) 伊津野、前掲一八、六七頁。
- (14) A. Greber, *Die dauernde Neutralität und das kollektive Sicherheitssystem der Vereinten Nationen*, 1967, S. 87ff.
- (15) 田岡良一「オーストリアの永世中立」『国際法外交雑誌』五五巻五号（一九五六年）一一頁以下。

三、オーストリアの永世中立と国連平和維持活動

PKOは、国連設立当初は想定されていなかったが、冷戦下で国連の集団的安全保障が機能しない状況の下で、一九五〇年前後から国連によって創出された活動の一つであり、中小国や中立国がその活動を担ってきた。しかし、それは、憲章七章という狭義の集団的安全保障とは考えられてこなかった。オーストリアとPKOのかかわりを以下に概観する。

1 オーストリア部隊海外派遣法制定の経緯

論

一九六〇年夏、国連が医療部隊をコンゴ国連軍（ONUC、一九六〇年七月～一九六四年六月）に派遣しようとしてオーストリアに対して要請してきたとき、コンゴでオーストリア兵士の血を流してはならないとか、海外派遣には国民投票が必要だといった批判的意見もみられたが、当座の対応として、私法的な勤務契約という迂回的な措置で派遣に応じた。すなわち、派遣されるオーストリア連邦軍隊員とオーストリア政府との公法的勤務関係を一時停止し、当該隊員を政府との私法的な雇用関係に組み入れて派遣した（一九六〇年十一月）。キプロス平和維持軍（UNFICYP、一九六四年三月～現在）への医療部隊と警察部隊の当初の派遣（一九六四年四月）も、同様の方式でなされた。⁽²⁾

このような対応をしたのは、オーストリア憲法では、連邦軍の活動範囲が同共和国の境界保護と国内秩序維持に限定されており（第七九条～八一条）、ドイツ憲法（第二四二条二項）のように、連邦軍部隊の海外派遣の可能性を想定する憲法規定がなかったからである。それは、オーストリア憲法が第二次世界大戦以前の一九二九年制定の憲法典をベースにしていることに関係する。というのは、当該憲法典は、国家を国民・領土・国家権力の三要素として捉え、戦争や外交などの場合の例外を除き、明文の規定がない限り国家権力の行使が海外には及ばないと考える古典的な法学の教義を暗黙の前提としていたと考えられるからである。⁽³⁾

それはともかく、私法的な雇用関係に基づいて隊員を海外派遣した場合には、国際機構の規律に従う限り国際法上の問題はなしとしても、派遣部隊とオーストリアの国内組織や憲法的規律との関連問題、派遣部隊の活動がオーストリアの永世中立に合致するののかの問題など、考えなければならない重要な問題を軽視することになる。⁽⁴⁾

そこで、連邦軍部隊の海外派遣に関する憲法上の基礎づけが必要になったのである。

オーストリア部隊の海外派遣とオーストリアの永世中立憲法との関連については、両者は矛盾しないと考えられてきている。その理由として、平和維持活動が国連憲章第七章が想定している強制措置と同一視できないこと、平和維持活動のための部隊派遣はすべての紛争当事者の合意の下でのみなされること、平和維持活動のため派遣された部隊は戦闘行為を行うことは許されず、部隊の自衛の場合にのみ武器を使用できることなどがあげられている。このような原則が守られるならば、永世中立との抵触を回避できるということである。^⑤

このような背景の下で国民議会で制定されたのが、以下に述べるような、「国際機構の要請に基づき海外援助を行うためのオーストリア部隊派遣に関する連邦憲法法律」(一九六五年八月三〇日、本稿では「部隊派遣法」と略記することもある)である。それは憲法典に直接組み入れられたものではないが、憲法に匹敵する特別な憲法法律である。

2 オーストリア部隊海外派遣法の概要

ここでは、部隊派遣法を中心に概観し、関連法については簡単にふれるにとどめる。^⑥

(1) 部隊派遣法は九カ条からなるが、第一条は、派遣の手続・要件ないし派遣部隊の組織について、「連邦政府は、連邦議会最高委員会と協議一致のうえ、かつオーストリアの永世中立を考慮し、海外への部隊派遣による援助を求め、国際機構の要請に応じる権限を有する。この部隊は、(a)連邦軍の隊員、(b)連邦の監視(警察)部隊の隊員、(c)当該出動勤務の義務を契約により負う者、の中から自発的志願に基づいて組織される。援助に必要なならば、さらに二つ以上の部隊を派遣することもできる。」と規定している。

部隊の性格は、武装部隊も非武装部隊も可能である。部隊の組織は、(a)から(c)のすべての部隊から構成されてもよいし、それらの中の一つで構成されてもよい。

海外派遣は、国連の平和維持活動(PKO)に應ずることが主眼であるが、必ずしもそれに限定されない。しかし、集团的自衛を目的とする軍事同盟のような、つまり永世中立に反するような国際機構への参加はできない。「自然災害に際して、赤十字社連盟の要請に基づく海外援助を行う場合」には、当該派遣法で部隊派遣できることが特に明記されているのは(第八条)、赤十字社連盟が国際法ないし国際機構の主体性に欠けている点を補うためである。

なお、PKOへの派遣制度としては、国連の要請に迅速に対応できるように国連待機軍制度がとられているが、それは、部隊が国防軍の一部をなすカナダ型と異なり、志願者で組織されるPKO専用部隊をおく北歐型をモデルにしている。兵役義務者の志願者は、国防省に登録され、国防大臣により招集命令をうける(「海外援助を行うための連邦軍隊員派遣に関する連邦法律」一九六五年七月一日、第二条¹⁾)。

(2) 第二条は、部隊指揮官の任命や指揮権について規定している。

海外派遣される各部隊におかれる指揮官の任命は、(a)部隊が、もっぱら、主務連邦大臣の命令権に服する者か、または主務連邦大臣の行政管轄下にある地位に属する者から構成される場合、(b)部隊が、もっぱら、主務連邦省の管轄範囲にある専門的分野において活動しなければならない場合は、主務連邦大臣の責任である。その他の場合においては、指揮官の任命は連邦政府の責任である(第一項)。

指揮官が海外で部隊を使用するにあたり、国際機構の機関の命令にどの程度まで拘束されるのか、また国際機構の機関が部隊構成員に対してその使用のために直接の命令をどの程度まで与えることができるかは、援助に関してオー

ストリア共和国と国際機構の間で締結された条約によって定めることになっている。しかし、そのような条約が存在しない場合、条約に部隊使用に関する規定がない場合、あるいは規定が存在してもそれが十分でない場合は、連邦政府は指揮官に部隊指揮のための指示を与えなければならない(第二項)。

なお、この点に関連して、海外派遣部隊の活動の性格については、派遣国の機関でなく国連部隊の活動として位置づける説もあるが、派遣法における指揮官の命令権からみると、派遣国の機関の活動としての性格も認めざるをえないとの指摘がなされている。

派遣部隊内の秩序および規律の保持に関しては、部隊構成員に対して服務官庁の幹部の地位を服務法上有する指揮官にもっぱらの配慮義務があるが、指揮官は、第一項(a)および(b)の場合には事後的な権限を有する連邦省の命令に、第一項のその他の場合においては連邦政府が個々の事例ごとに指示することになる連邦省の命令に拘束される。

その際、連邦政府は、自己が指示した連邦省が他の一または二以上の連邦省と協議一致のうえで命令を与えなければならないことを決定することができる。しかし、危険が切迫している場合には、連邦政府が指示した連邦省は、協議の成立を待たないで必要な命令を与える権限を有する(第三項)。

(3) 第三条は、前条(第二条二項)に関連し、海外において派遣部隊構成員に対する指揮官の命令と国際機構の命令とが相互に矛盾するときは、当該部隊構成員は指揮官の方の命令に従わなければならないと規定している。その際、部隊構成員は、国際機構の矛盾した命令を遅滞なく指揮官に通報しなければならない(ただし、オーストリア法規による国内における指揮官に対する部隊構成員の組織上の服従は、海外における活動継続中は停止する(第四条))。また、指揮官は矛盾を除去するために、遅滞なく、矛盾した命令を与えた国際機構の機関と連絡をとらなければならない

説
い。

論

(4) 第五条は、海外にいる部隊構成員に対してどのオーストリア法規（刑法、民法、公務員法など）を適用するかについては、現在の法律状態を前提にしたとしても海外において適用できる法規、あるいは海外に存在する事態に対して適用できる法規については別として、連邦政府が、個々の事例ごとに命令によって決定することになっている。

なお、連邦軍から派遣される隊員の勤務や懲罰関係についての法律の適用を定めたものとして、上述の「海外援助を行うための連邦軍隊員派遣に関する連邦法律」（一九六五年七月一四日）がある。その他の関連法として、「部隊の海外出動手当に関する連邦法律」（一九七二年九月一四日）、「負傷兵勲章法」（一九七五年六月一日）などがある。

(5) 第六条は、部隊の出動完了後、連邦政府に総括的な出動報告書を提出することを指揮官に対して義務づけている。指揮官は、出動期間中は、連邦政府の要求に応じて、いつでも、要望された報告を行い、かつ求められた情報を提供しなければならない。

(6) この憲法法律（部隊派遣法）第一条に基づいて、部隊派遣に関する詳細な規定をしようとする場合、各省間の権限配分に変更が生ずることもありうる。しかし、そのような場合以外は、現行法規によって確定している各連邦省の活動範囲、とくに、この憲法法律に定める連邦政府の決定の準備と実施のための権限（各省に固有の既存の管轄権）は、当該憲法法律に別段の定めがない限り変更されない（第七条）。なお、この憲法法律の実施は、この憲法に別段の定めがない限り、連邦政府に委ねられる（第九条）。

3 部隊派遣の実績、動向、問題点

オーストリアは、部隊派遣法制定後、PKO参加を積極的な中立政策の一つとして位置づけ、多くのPKOに参加してきている。コンゴ国連軍とキプロス平和維持軍への参加以降に派遣されたPKOとしては、国連パレスチナ休戦監視機構（一九四八年～現在）、第二次国連緊急軍（一九七三～七九年）、ゴラン高原兵力引き離し監視軍（一九七四年～現在）、アフガニスタン・パキスタン仲介ミッション（一九八八～九〇年）、イラン・イラク軍事監視団（一九八八～九一年）、ナミビア独立支援グループ（一九八九～九〇年）、イラク・クウェート監視団（一九九一年～現在）、西サハラ住民投票監視団（一九九一年～現在）、エルサルバドル監視団（一九九一年～現在）、カンボジア先遣団（一九九一～九二年）、カンボジア暫定統治機構（一九九二～九三年）、第一次ソマリア活動（一九九二～九三年）、グルジア監視団（一九九三年～現在）、リベリア監視団（一九九三年～現在）、ハイチ監視団（一九九三年～現在）、ルワンダ支援団（一九九三～現在）がある。

オーストリアは、主に軍事部門にかかわる伝統的PKOに参加し、のべ三万四〇〇〇人の要員を派遣してきたが、近年、非軍事的な監視隊員とか民間の専門家や医師などの派遣も構想されている。¹⁰⁾それは、法的には、政府との権力（公務員法）的な勤務関係に属さない隊員と考えることができ、部隊派遣法第一条の(c)で根拠づけられるであろう。¹¹⁾

オーストリアは、PKO参加を永世中立に反しないとして積極的に行ってきた。しかし、冷戦後のPKOの性格が変質し、中立性を欠くようになってきている点を考慮すると、あるいは、国連安全保障理事会のPKO派遣決議が本来に公正であるのかといった点を考慮すると、法的にはともかく、少なくとも政治的には、PKOの参加が永世中立に抵触しないと割り切る楽観的態度には疑問を感じる。したがって、「冷戦後のヨーロッパの共通の安全保障の流れ

説
 の中では、すべての紛争当事者の同意を要するPKOについては、ヨーロッパの中立国は初期の指導的地位を失って
 きている⁽¹²⁾という、PKOに対する指摘は、今後のPKOをどう運用すべきかの課題とは別に適切な分析であると思
 われる。なお、スイスでは、平和維持軍(PKF)の創設・派遣については、政府が推進しようとしているのに対し
 て、国民の多数は反対している(一九九四年の国民投票で否決)。

論

- (1) F. Ermacora, 20 Jahre Österreichische Neutralität, 1975, S.178.
- (2) B. Bernhardt, Beteiligung Österreichs an friedenserhaltenden Operationen der UN, in; Humanitares Völkerrecht, Heft 4, 1992, S.174ff.
- (3) B. Bernhardt, a.a.O., S.176f.
- (4) P. Pernthaler / F. Esterbauer, Die Entsendung österreichischer Einheiten zur Hilfeleistung in das Ausland auf Ersuchen internationaler Organisationen, in; Jahrbuch für Internationales Recht, 16, 1973, S.84
- (5) 上の見解は国際法学の通説のようである。例として F. Ermacora a.a.O., S.176; A.A. Tinoco, Völkerrechtliche Grundlagen dauernder Neutralität, 1989, S.117f. A・フョヰニコス「キースタリマの永世中立」『龍谷法学』一九巻四号(前掲)一四五—一四六頁。
- (6) オーストリア部隊海外派遣法の概要、解説については、P. Pernthaler / F. Esterbauer, a.a.O., S.81ff.; B. Bernhardt, a.a.O., S.171ff. 松浦一夫「オーストリアにおける国際平和協力のための法制度の整備」『防衛法研究』一五号(一九九一年)一三二頁以下、同法および若干の関連法律の日本語訳については、『外国の立法』三二巻一号(一九九二年)五二頁以下参照。
- (7) 香西茂『国連の平和維持活動』(有斐閣、一九九一年)四四九頁以下参照。
- (8) P. Pernthaler / F. Esterbauer, a.a.O., S.83.
- (9) R. Walter / H. Mayer, Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts, 1992, S.271f.

- (10) S.Stadlmeier, *Dynamische Interpretation der dauerndern Neutralität*, 1991, S.259 ff. 神余隆博編『国際平和協力入門』(有斐閣、一九九五年)一五〇—一五二頁参照。
- (11) B.Bernhart, a.a.O., S.181f.
- (12) H.Neuhold, *Österreich in einem neuen Europa*, in: *Festschrift für K.Zemanek zum 65.Geburtstag*, 1994, S.492.

四、オーストリアの永世中立と湾岸危機・戦争

永世中立と国連の集団的安全保障の関連性が、とりわけスイスやオーストリアの永世中立国において再度問われることになるのは、湾岸危機・戦争にいかに対応するかという論議を契機としてであった。オーストリアについては、一九九〇年の湾岸危機に際し、国連の経済制裁に協力した(八月の六六一号決議、九月の六七〇号決議など)。また、単なる経済制裁以上の国際協力として、ペルシア湾方向へ向かうアメリカやイギリスの軍用機のオーストリア領空通過を許可した。当時はまだペルシア湾に戦闘行為ないし戦争が勃発していなかった⁽¹⁾ので、紛争当事国の一方に加担してはならないという中立法上の中立義務を負う必要がなかったからである。

ところで、オーストリア政府は、上記の六六一号の経済制裁決議の実施に際し、国連事務総長に次のような覚書を提出している(一九九〇年八月二二日)。

「国連の権限を有する機関がとった拘束力のある制裁実施は、国際的に承認されたオーストリアの永世中立国としての地位との関連においても考えられなければならない。したがって、南ローデシアと南アフリカ事件における拘束力のある制裁にかかわって、国連事務総長の通知に対して行ったオーストリアの返答の中で述べられてい

るように、オーストリア連邦政府は、オーストリアの国際的地位にかかわる原則的な考慮を参照し、確認することを希望する^③。」

論

この覚書に対する国連安全保障理事会からのコメントは何もなかったが、それは、オーストリアが国連決議が要請するあらゆる措置をとっていたからであると考えられている^③。

しかし、この覚書については、次のような点で評価がみられる。すなわち、安全保障理事会の決議の実施に際して永世中立国の協力義務が免除されるかどうかについては、安全保障理事会の決定によるとみる従来の見解（フェアドロス説）から転換し、永世中立国オーストリア政府の裁量が重視されるべきだとの意思表示がなされているとみる点においてである。このような観点からは、安全保障理事会の決議がオーストリアに対して国際法的な義務づけを免除した場合であっても、オーストリア政府が国連決議を実施したとしても、国内法的に違法となる恐れがなくなるからである^④。それは、安全保障理事会の免除の決定いかにかわらずオーストリアが国連決議を実施できるためには、オーストリア政府の裁量判断を重視する見解の方が、積極的な国連協力の観点からは好ましいということを意味すると思われる。

さて、オーストリアは湾岸危機の段階では以上のような措置をとったのであるが、湾岸地域に戦闘行為ないし戦争が現実には勃発すれば、どのような措置をとるのかの課題があった。とりわけ、多国籍軍の軍用機の領空通過を許可すれば、永世中立国の中立法上の義務と抵触する恐れがあるからである。このような場合には、領空通過の許可を中止するのが当然である。しかし、国連決議に基づいて戦闘行為が行われる場合には、領空通過の許可を否認ないし中止することが妥当なのかどうかの問題があった。

この点に関して、一九九〇年一月二十九日の国連決議（六七八号）が出てからは、オーストリアは、国連決議（憲章第七章）に基づく軍事行動がとられた場合には、国際法的意味の戦争状態ではないから、それに協力することが中立に反しないことを明確にするため、「中立危険罪」や「戦争物資の輸出入等に関する法律」といった従来の中立関連法の改正を行い（一九九一年一月二二日）、領空通過を可能とした。⁵⁾

なお、国連決議六七八号は、次のような内容のものである。

安全保障理事会（安保理）は、「安保理の決定の完全なる履行確保を決定し、国連憲章第七章の下に行動し」、「1 イラクが安保理決議第六六〇号およびそれ以降のすべての関連諸決議を十分に履行することを要求するとともに、すべての安保理の決定を維持しつつ、イラクに対し、善意の時間的猶予として決議を履行する最後の機会を与えることを決定する。

2 イラクが一九九一年一月一日以前に上記第一項に示されたように、これまでの決議を十分に履行しない場合、クウェート政府に協力している加盟国に対し、安保理決議六六〇号およびそれ以降の関連決議を堅持しつつ実施するとともに、同地域における国際の平和および安全を回復するために、あらゆる必要な手段をとる権限を付与する。

3 すべての国家に対し、この決議の第二項を履行するためにとられる行動に対し適切な支援を与えることを要請する。」（以下略）

中立関連法の改正として、第三国間の武力紛争等において、当事者の一方を援助する行為を禁止する「中立危険罪」は、その現行刑法三二〇条一項に、以下のような第二項を追加する形の改正がなされた。

〔2〕 第一項は、集团的安全保障機関としての国連安全保障理事会が、平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為の存在を決定し、ならびに、世界の平和と国際の安全を維持しまたは回復するために、国連憲章第七章に基づき、軍事的措置を決定する場合には適用しない。⁷⁾

また、永世中立に反する戦争物資の通過運送等の許可を制限する「戦争物資の輸出入等に関する法律」は、その第三条一項に、次のような一a項を追加する形の改正がなされた。

「(一a) 一項は、国連憲章第七章に基づき、国連安全保障理事会の決議を実施するための措置を意味する場合には、許可することを妨げない。内務大臣は、当該許可にかかわる確認を連邦政府に求めることができる。」

さて、湾岸戦争が現実には勃発すると、オーストリアは多国籍軍の軍用機の領空通過を承認したが、それは国際的義務の履行としてではなく、政治的決定としてなされたといえる。それは、拘束力をもつ六六一号や六七〇号の経済制裁決議と異なり、六七八号決議が命令的性格を有するものではなかったからである。⁸⁾しかし、仮に領空通過が何らかの国際的義務として履行されたとみる場合には、それは、国連決議に従って行動する諸国家を妨害してはならないという国連加盟国の最低限度の義務として履行したものであり、六七八号決議には、そのような最低限度の義務を越えて積極的に協力する義務まではなかったと解されている。¹⁰⁾

なお、イエメンやキューバのような国連加盟国は六七八号決議を支援する諸国の行動に反対した。イランやヨルダンでは中立を宣言し、それは諸国からの明示的な承諾を得ることができたとされている。¹¹⁾ スイスは、多国籍軍の軍用機の領空通過を中止した。¹³⁾

オーストリアは、湾岸戦争終結後も、「国際制裁実施法」(一九九三年)を制定し、「信用制度法」(一九九三年)な

どを改正した。

「国際制裁実施法」の関連部分は、次のように規定されている。

「第一条 国際法的な拘束力のある国連決議を実施するために必要であれば、連邦政府は、連邦議会最高委員会と協議一致のうえ、命令により、次にあげた措置をとることができる。

1 特定の国家において住所を有しまたは活動する個人や企業の多くが所有している輸送機関、あるいは、そのような個人や企業が管理している輸送機関を差し押さえること。

2 前項にあげた輸送機関が現行の輸入、輸出、通過運送に関する規定に反する行為のために使用されたことが確認された場合には、当該輸送機関を没収すること。」(以下略)

改正された「信用制度法」は、二九 a 条を追加したのであるが、それは次のように規定されている。

「(1) 国際法的な拘束力のある国連決議を実施するために必要であれば、連邦政府は、連邦議会最高委員会と協議一致のうえ、命令により、次のような銀行口座の自由な使用を禁止することができる。

1 特定の国家の官庁やその他の国家機関が所有している口座、あるいは、特定の国家において住所を有する企業が所有している口座、あるいは、

2 上記のような官庁、その他の国家機関、あるいは企業によって財政的、組織的に支配され、経済的にも管理されている口座」(以下略)

なお、これらの法律は、リビア、セルビア、モンテネグロに対する国連の制裁措置に協力するために制定ないし改正されたものである。¹⁵⁾

説

論

- (1) H. Türk, Neutralität und Mitgliedschaft bei den Vereinten Nationen, in: Festschrift für K. Zemanek zum 65. Geburtstag, S.459. (種譯):Ch. Linsi, Gegenmassnahmen in der Form des Embargos zur Durchsetzung elementarer Völkerrechtsverpflichtungen in der schweizerischen Aussenpolitik, 1994, S.200f. オーストリア外務省部長に対するインタビュー記事(「赤旗」一九九〇年一月一日付)など。
- (2) UN-Doc. S/21593, 22 august 1990. なおオーストリアが南ローデシアに対する経済制裁に参加した際、オーストリアが国連事務総長に提出した文書(一九六七年)については、伊津野重満『永世中立と国際法』(前掲)四七、二一四—二一五頁参照。
- (3) K.Zemanek, The Changing International System, in: Austrian J. Publ. Intl. Law 42, 1991, p.285.
- (4) K.Zemanek, op.cit., p.286.
- (5) H.Türk, a.a.O., S.459f.; G.Loibl / W.Brandstetter, The Amendments of the Austrian Legal Provisions concerning the Export and Transit of War Materials and the Gulf Crisis 1990/91, in: Austrian J. Publ. Intl. Law 43, 1992, pp. 73ff.
- (6) 国連決議六七八号の日本語訳については、横田喜三郎・高野雄一編『国際条約集』(有斐閣、一九九二年)六一九頁など参照。
- (7) BGBI.1991/30a.
- (8) BGBI.1991/30a.
- (9) K.Zemanek, op.cit., p.289.
- (10) H.Türk, a.a.O., S.459. なお、国連決議六七八号が国連憲章によって正当化できるのかどうかに関する諸見解を紹介し、正当化できなごとする説を述べているものとして、松井芳郎『湾岸戦争と国際連合』(日本評論社、一九九三年)六九頁以下参照。
- (11) S.P.Subedi, Neutrality in a Changing World, in:JCLQ 42, 1993, p.254.
- (12) H.Türk,a.a.O.,S.459.
- (13) BGBI.1993/406.

(14) BGBl.1993/407.

(15) H.Türk, a.a.O., S.460f.

五、オーストリアの永世中立とEC・EU加盟

ここでは、国連外の国際協力として、EC・EUとの関連問題を概観する。EC・EUは欧州の経済協力機構であるが、国連外の地域の安全保障制度の要素ももっているため、永世中立とのかかわりが問題とされてきた経緯がある。

1 EC加盟申請前のEC加盟と永世中立論議

永世中立国がEC（当時はEEC）に加盟することに冷戦時代のソ連が反対していた理由は、オーストリアのEEC加盟が、国家条約（一九五五年）によって禁じられている西ドイツとの経済的、政治的同盟にいきつくことになるということであった（一九六一年二月一日付「プラウダ」）。あるいは、「オーストリアの共同市場への参加は、ソ連と他の社会主義国に敵対している軍事的NATOブロックに参加することになるから、オーストリアの中立と抵触する」ということであった（一九六三年二月二十八日付「タス通信」¹）。中立国側としても、冷戦を前提として、東西の架橋的役割に中立の積極的意義を与えていたことから、EEC加盟論には抑制的であった。

もっとも、法理論的には、武力紛争などに際して、中立国の中立の権利が留保でき、場合によっては加盟条約の破棄通告ができるような経済的ないし政治的共同体ならば、永世中立を維持したままで当該共同体に加盟できるとい

見解は中立国でなされていた。それは、ECという共同体についても可能ということである。²⁾ただし、一九七〇年代半ばまでは、永世中立とEC加盟の両立性を肯定する論者は少なかったといわれている。³⁾

しかし、冷戦の崩壊前後から、ソ連も市場経済を指向する状況の中で、ソ連にとっては、永世中立国がECに加盟することは障害にならなくなった。このような背景の下に、オーストリアのみならず、中立諸国ではEC加盟申請や論議が活発になった。

一九八九年六月二九日、オーストリア議会は、EC加盟交渉を開始する動議を多数で可決した。反対したのは少数派の「緑の党(人々)」だけであったが、それは、経済的共同体から政治的共同体への性格を強めているECの中では中立を維持することが困難であること、さらにECの中で共同の軍事や武器輸出の政策が検討されていることなどを問題視する観点からである。⁴⁾それはともかく、一九八九年七月、オーストリアがEC加盟を申請したとき、ゴルバチョフ政権下のソ連は、オーストリア政府の方針に理解を示したといわれている。⁵⁾さらに、一九九〇年一月六日、オーストリアが国家条約の一部廃棄宣言を行ったが、それに対して、ソ連、アメリカ、フランス、イギリスといった当該条約関係当事国が承認を与えたことは、オーストリアのEC加盟がEC諸国から認められる大きな要因になったといえる。

なお、右の国家条約の一部廃棄宣言(通知文書)に対する承認国の同意内容の一例として、アメリカがオーストリアに対して宛てた書簡(一九九〇年一月九日付)を紹介しておこう。それは、「われわれは、ヨーロッパの変化した状況に照らし、国家条約における若干の規定の現状を明確にしようというオーストリアの要望に対して、理解を示し、同意する。アメリカ合衆国は、一九五五年の国家条約の第二二条から一六条までの規定および第二二条一三項が

過去のものになったというオーストリア政府の見解を支持する。」というものである。⁶⁾

2 E C・E U加盟の申請と交渉

一九八九年七月一七日、上述のように、オーストリア政府は永世中立を維持する観点でE C加盟を申請した。その申請文の第二パラグラフは、次のように述べている。

「オーストリアは、一九五五年一〇月二六日の連邦憲法法律に基づく、国際的に承認されたオーストリアの永世中立の地位が維持されるという了解のもとで、また、加盟条約に基づくE Cの構成国として、オーストリアが永世中立国としての地位から生ずる法的義務を履行し、ヨーロッパにおける平和と安全の維持のための特別の貢献策として同国の中立を継続することができるという了解のもとで、加盟を申請する。」

それに対するE C側の同日の反応は、「閣僚理事会は、オーストリアの申請文の第二パラグラフにおいて、同国の永世中立の地位に関連して指摘されている見解については承知した。この問題は、現行の組織規定の枠内で、E C機関によって検討される。」という程度の返答であった。しかし、約二年後の九一年七月三十一日、E C委員会は、上述の問題に関するE C側の意見 (avis) を提示した。それは、次の通りである。

「オーストリアの永世中立が、E Cとオーストリアの双方に対して諸問題を生じることが、前述のように明らかである。これらの問題は、共通の外交と安全保障政策に影響を与える政治的連合に関する政府間会議で行われている議論の将来的な、いっそうの展開に委ねられる。しかし、当該問題は、加盟交渉の中で、法的には克服できないものとして扱うべきではない。」

この意見は、オーストリア側に対して、ECの共通の安全保障政策との関連で、オーストリアがその永世中立の地位を再定義（変更）するか、EC条約第二二四条の例外規定を引き合いに出して中立を維持することができるかの検討を要求するものとして受けとめられた。⁽⁸⁾

前者の方向は、ヨーロッパの将来の安全保障のあり方にもかかわるので、すぐには答えられないものであるが、⁽⁹⁾後者の方向はオーストリアの考えに基本的に合致するものであったので、結論的には、ECの意見（*avis*）は、永世中立とEC加盟の両立可能性に関するオーストリアの従来の主張に対する暗黙の承認として、⁽¹⁰⁾あるいは、好意的な評価として受けとめられた。

なお、ここで、上述のEC条約第二二四条関連の問題について敷衍しておこう。EC条約第二二四条は、戦時などに際しては、共同市場の運営を害さないようにEC加盟国は相互協議を要請されるが、各加盟国が独自の措置をとることを完全に否認していない。したがって、同規定は、EC条約の全面適用（ECへの全面協力）が免除される場合を許容する例外条項であり、それによれば、中立国の立場も許容されると解される。もっとも、同条約第二二五条は、加盟国に対し、第二二四条の例外規定の濫用を禁止している（その濫用についてはEC委員会での検討、EC裁判所での審理も可能）ので、結果的には、中立の留保は困難とみる説もある。しかし、同条約第二三七条は、EC加盟条項が申請国との協議により、各国憲法の規則にしたがって批准されると規定しているから、この規定により、中立留保の（条約上の）解釈宣言をして加盟することが可能と思われる。⁽¹¹⁾

ECを中核にしつつもそれに改正を加えたEU条約（この欧州連合条約はマーストリヒト条約ともいわれる。一九九二年二月七日署名、九三年十一月一日発効）に即してみても、同様の解釈が可能と思われる。確かに、EU条約第

五編の第J・二条の二項が、共通の外交・安全保障政策について、構成国が共通の立場に一致することを確保するよう要請していること、そして、第J・四条一項が、当該共通の政策の中に「連合の安全保障に関するすべての問題」や「将来の共同防衛につながる共通防衛政策の構想」を含ませていること、さらに同条第二項が連合の防衛を「西欧同盟（WEU）」に要請することを規定していることなどを考慮すると、EU条約は中立国の立場を排除しているようにみえる。しかし、第J・四条四項は、「連合の政策は若干の構成国の安全保障及び防衛政策の特殊な性格を害するものではない」と規定している以上、中立国の立場は許容されていると解される。¹³⁾

結局、以上のような認識に基づいて、一九九二年六月、オーストリア政府は、EU加盟諸国に対し、文面上は永世中立に言及しないで、EUの共通の外交・安全保障政策に全面的に協力するという趣旨の覚書（aide-mémoire）を提出した。それは、次の通りである。

「オーストリアは、EUの共通の外交・安全保障政策の目標に完全に共鳴し、当該政策およびその政策のダイナミックな発展に対して、積極的にかつ連帯的精神をもって参加する。（中略）適切に発展した共通の外交・安全保障政策は、オーストリアの安全保障の枠組みとなるものである。」¹⁴⁾

EU（委員会）とオーストリア政府のEU加盟に関する具体的交渉は、環境、農業、越境輸送、永世中立問題などの事項について、九三年二月一日から開始され、九四年三月一日に合意に達した。

永世中立に関するEU内の議論の中には、永世中立は時代遅れであるとか、ヨーロッパ防衛のアイデンティティーの発展の障害になるといった批判的意見もあったが、当面は、EUを拡大させる必要があるというEU全体の戦略的観点から、中立問題を徹底的に論議することが抑制された。それは、結局、九四年四月一二日、ノルウェー、フィン

説
ランド、スウェーデンとともにオーストリアがEU加盟条約をEU委員会と締結した際の当事者間の「共同宣言」

(Joint Declaration) の中で、次のように表現された。

「欧州連合は、ノルウェー、オーストリア、フィンランド、スウェーデンが、現在の加盟国に適用されている
『共通の経験 (acquis)』として知られている欧州連合とその制度的枠組みから生ずる権利・義務を完全に受け
入れるということを確認する。(中略) 連合とノルウェー、オーストリア、フィンランド、スウェーデンは、新
しい加盟国が、加盟に際しては、連合条約のすべての目標、連合条約第五編の諸規定、および当該条約に付随す
る関連諸宣言を完全に、かつ無条件に受け入れることに合意する。⁽¹⁶⁾」

ここには、上述のオーストリアが提出した九二年六月の覚書と同じような調子の見解が提示されているといえる。
つまり、永世中立の留保を明記せずに、マーストリヒト条約の目標を受け入れることが合意されている。上述のEU
加盟条約がEU議会で承認されるのは、九四年五月四日である。オーストリアについては、賛成三七八で承認された
(反対二四、保留八〇)。なお、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンは、それぞれ三七七、三七六、三八一の賛
成で承認されている。⁽¹⁶⁾

3 EU加盟のための憲法改正

EU加盟はオーストリア憲法の諸原則に重大な影響を与えるから、オーストリアの国内的な手続きとしては、国民
の承認、具体的には憲法改正の国民投票が必要である。

その方法として、まず、EU加盟条約の締結手続きを定める連邦憲法法律(一九九四年)に対する国民投票が行わ

れた。なお、当該連邦憲法法律は、次の通りである。

「一条 連邦憲法下で権限を有する機関は、この連邦憲法法律に対する国民の同意に基づき、一九九四年四月一二日に行われた交渉の結果にしたがって、オーストリアの欧州連合加盟条約を締結することができる。

二条 オーストリアの欧州連合加盟条約は、国民議会の承認とそれに対する連邦参議院の同意によってのみ締結することができる。この決定は、構成員の少なくとも過半数の出席と投票の三分の二の多数を要する。

三条 連邦政府は、この連邦憲法法律の執行について責任を有する。¹⁷⁾」

この憲法法律は、九四年六月一二日の国民投票で、八二%の投票率、三分の二(六六・五八%)の賛成で承認された。これによって、政府がこれまで交渉してきたEU加盟条約を締結することが承認された。¹⁸⁾

ところで、オーストリア憲法の改正には、「憲法の部分改正 (Teiländerung)」(憲法第四四一条一、二項)と「憲法の全面改正 (Gesamtänderung)」(憲法第四四三条三項)がある。前者は、国民投票なしで、議会の三分の二の多数の議決だけで、「憲法」と区別される「憲法法律」などを改正する場合を意味する。「憲法法律」でも、国民投票に付けられる場合は、「憲法の全面改正」といわれる。今回の憲法改正は後者である。というのは、上述の加盟条約締結の憲法法律自体は、後日なされることになる憲法典改正の具体的内容までは規定していないが、憲法典の重大な変更を伴う改正が想定されているからであろう。

一般的に、何が「憲法の全面改正」に該当するのかは憲法に明記されていないが、学説・判例によれば、民主制、法治国家、連邦国家、共和制といった、憲法の基本原則 (Grundsätze) の変更を意味する場合が、「憲法の全面改正」である。¹⁹⁾ EU加盟との関連では、後述の改正憲法規定のように、EUへの立法権の一部委譲は民主制の原則に対し、

説 欧州裁判所の権限の承認は法治国家の原則に対し、EUへの地方政府の関与権は連邦国家の原則に対し影響を与える

ことになる。²⁰⁾

論

なお、上述の加盟条約締結の憲法法律の文言には、EUの共通の外交・安全保障政策と永世中立が両立するのかどうかの内容的な根本問題については何も言及されていない。しかし、政府の法案説明では、EU加盟によって、「オーストリアの永世中立の核心部分は不変で、欧州連合の枠内で維持することが可能である」と述べられていた。²¹⁾したがって、今回の憲法改正は、従来の永世中立の核心を変更するものになされたものではない。むしろ、永世中立に関しては、それを変更しないことが国民投票で確認されたといえる。

ただし、今後、永世中立の根本的な変更・廃止をすることになれば（オーストリア憲法には憲法改正の限界はない）、国内的には、どのような手続きを要するのだろうか。この点については、説が分かれている。永世中立を単純な憲法規定とみれば（その根拠は、永世中立が一九五五年に「憲法法律」で定められ、国民投票で承認されたものではないこと）、永世中立の廃止は憲法の部分改正に該当するから議会の手続きだけで可能となる。他方、永世中立を憲法の基本原則とみれば（その根拠は永世中立が「憲法法律」で導入されたとしても、その後、憲法の実質的な原則になっていること）、永世中立の廃止は憲法の全面改正に該当するから国民投票を要することになる。²²⁾

さて、上記のEU加盟条約の締結が国民投票で承認されたことをうけて、EU加盟後、オーストリアの公的機関がEUの意思決定過程にどのように参加することになるのかを定める憲法規定が、「B、欧州連合（EU）」の表題の下に、憲法第二三a条〜第二三f条として新規に追加された。このような憲法改正が議会で決定されたのは、一九九四年一月一日である。²³⁾

改正憲法規定の第二三a条と第二三b条は、EU議会に関するオーストリア構成員の選挙について定めている。第二三c条はEU議会以外のEU機関へのオーストリアのかかわりについて、第二三d条はEUの意思決定過程へのオーストリアの地方政府の参加手続きについて、第二三e条はEUの意思決定過程へのオーストリア立法府の参加権について、第二三f条は共通の外交・安全保障政策への参加について、それぞれ規定している。

永世中立に関連する条項は、第二三f条一項である。それは次のような規定である。

「オーストリアは、欧州連合条約第五編に基づく欧州連合の共通の外交と安全保障政策に参加する。これは、一つのまたは二つ以上の第三国との経済関係を停止、制限ないしは完全に中止する措置への参加を含む。」

この規定には、永世中立との関連性は直接には述べられていないが、政府提案や憲法委員会報告では、次のようなコメントがなされている。

「欧州連合条約第五編に基づくEU加盟国の義務と中立の核心要素とは矛盾しない。オーストリアはEU加盟によって、戦争に参加する義務は負わないし、軍事同盟に加わったり、自国領土を外国の軍事基地に提供することをしてはならない。したがって、このようなオーストリアの永世中立の核心部分は影響をうけない。」²⁴

このコメントは、オーストリアの永世中立の義務が軍事的な核心領域に限定され、経済制裁（国連憲章第七章の範囲内の措置以外の経済制裁も含む）への参加が永世中立とは法的に矛盾しないという、現在のオーストリア政府の立場を表明している。

このような意味では、確かに、憲法第二三f条一項は、オーストリアの永世中立の立場を国内法（憲法）的に保障することを明らかにしたという長所をもっている。しかし、オーストリア政府は、中立留保を表明してEC加盟を申

説 請していた一九八九年頃とは異なり、それ以降は、中立留保を明示しないでEUに加盟して、共通の外交・安全保障政策に完全に、かつ積極的に協力するという方針を表明している以上、国際社会からみれば、当該条項は、共通の外交・安全保障政策への参加から生ずる義務と中立の「軍事的核心」とが矛盾しないように、永世中立の地位を修正ないし変更した（中立の「軍事的核心」を放棄した）ものと受けとめられる余地を残していることも確かである。²⁶⁾

しかし、マーストリヒト条約の規定を検討すれば、そのような解釈が正しくないことは、上述した（「EC・EU加盟の申請と交渉」）。オーストリア政府のコメントは、国際社会でも通用するはずである。

それはともかく、オーストリアについては、EU加盟条約締結の国民投票による承認と、EU参加の改正憲法規定の制定という、二段階の手続きを経て、一九九五年一月一日、EU加盟の効力が発生したことになる（フィンランド、スウェーデンも同時）。

- (1) 伊津野重満『永世中立と国際法』（前掲）一三二頁以下、原典は、F. Ermacora, 20 Jahre Österreichische Neutralität, (前掲) の巻末資料参照。
- (2) A・フェアドロス「オーストリアの永世中立」『龍合法学』一九巻四号（前掲）一四九—一五三頁参照。
- (3) M. Schweizer, Die dauernde Neutralität im Wandel der Integrationspolitik, in: H. Krejci ua. (Hg.), Neutralität, 1992, S.121.
- (4) Iraschco/Truger, EG und Neutralität, 1989, S.207-211; P. Jankowitsch/H. Porias, The process of European integration and neutral Austria, in: S. Harden (ed.), Neutral States and European Community, 1994, p.58.
- (5) H. Neuhold(ed.), The European Neutrals in the 1990s, 1992, pp.84-86(P. Luif), pp.175-178 (G. Halfer).
- (6) アメリカのほか、旧ソ連とフランスも同内容の書簡をオーストリア政府に宛てている。イギリスの場合は、オーストリア

の通知文書に対して、口頭で異論のないことを伝達した。

なお、当該国家条約のうちで廃棄宣言の対象となっている規定内容を簡単に説明しておこう。第一二条では、ナチ組織の元メンバーや旧ドイツ軍に属していた者がオーストリアの軍務に就くことが禁じられている。第二三条では、原子兵器・大量破壊手段となる兵器・生物兵器などをオーストリアが保持することが禁じられている。第一四条では、オーストリアにある連合国やドイツの戦争関連物資を廃棄処分することがオーストリアの義務となっている。第一五条では、ドイツの再軍備を防止することがオーストリアの義務となっている。第一六条では、ドイツや日本の設計による航空機の生産などが禁じられている。第二二条二三項では、オーストリアにあるドイツ資産をドイツの法人や個人の所有物に移し替えることが禁じられている。この問題については、F. Ermacora, *Die Obsoleterklärung von Bestimmungen des österreichischen Staatsvertrages 1955*, in: *Austrian J. Publ. Intl. Law* 42, 1991, S. 319ff. 参照。

- (7) オーストリアのE.C加盟に関するオーストリアとE.C側の交渉経過における資料の引用は、次の論文から引用した。
M. Schweitzer, a. a. O., S. 129-131; P. Jankowitsch / H. Porias, op. cit., pp. 35-37.
- (8) H. Neuhold, *Perspectives of Austria's Membership in the European Union*, op. cit., p. 24 ; A. Perinka u. a. (Hg.), *Ausweg EG ?*, 1994, S. 183 (Ch. Schaller).
- (9) M. Schweitzer, a. a. O., S. 131ff.
- (10) P. Jankowitsch / H. Porias, op. cit., p. 37.
- (11) Ch. Schaller, a. a. O., S. 183.
- (12) S. Griller, *Die Übertragung von Hoheitsrechten auf zwischenstaatliche Einrichtungen*, 1989, S. 412ff. ; M. Schweitzer, a. a. O., S. 122ff.
- (13) H. Neuhold, op. cit., p. 25 (補注8) ; P. Jankowitsch / H. Porias, op. cit., p. 57; S. P. Subedi, *Neutrality in a Changing World*, op. cit., pp. 256ff.
- (14) P. Jankowitsch / H. Porias, op. cit., p. 57f.
- (15) H. Neuhold, op. cit., p. 26.
- (16) H. Neuhold, op. cit., p. 15f.

説

論

- (17) BGBl.1994/744; H.Neuhold, op.cit.,p.28f.
- (18) H.Neuhold, op.cit., p.9.
- (19) Admovich / Funk, a.a.O., S.98f.
- (20) H.Neuhold, op.cit., p.27f; P.Pernthaler, Europäische integration und nationales Verfassungsrecht in Österreich, in;U.Bathis (Hg.), Europäische Integration und nationales Verfassungsrecht, 1995, S.444ff.
- (21) H.Neisser, Verfassungsreform im Lichte des EU-Beitrittes, in; Festschrift für H. P. Rill zum 60. Geburtstag, 1995, S.341.
- (22) P.Pernthaler, a.a.O., S.465;R.Lippold, Strukturfragen der Verfassung am Beispiel der immerwährenden Neutralität Österreichs, in; Austrian J. Publ.Intl.Law 42, 1991, S.295ff.
- (23) BGBl.1994 / 1013.
- (24) H.Neisser, a.a.O., S.351f.
- (25) Ch.Grabenwarter, Änderungen der österreichischen Bundesverfassung aus Anlaß des Beitritts zur Europäischen Union, in;ZaöRV 1, 1995, S.183ff.

おわりに

オーストリアは国際法および憲法に基づいて永世中立政策を実行してきている数少ない国である点で、同国の冷戦後の動向が注目される。本稿で概観したように、PKOへの協力は以前から積極的であったが、冷戦後、湾岸危機・戦争を契機として、国連への協力をより積極的に遂行するための政策や立法改正などを行った。欧州統合との関連では、EU加盟に伴って憲法を改正した。しかし、いずれの場合も、永世中立の立場は維持されている。当面は、オー

ストリア政府は永世中立を留保したうえで国際協力を行う方針であるといえよう。

とはいえ、いろいろな立場から、永世中立の放棄論も主張され出している。オーストリアは、現在、NATOとの「平和のためのパートナーシップ」(PFP)協定を調印しているが、それをさらに推し進めて、NATO加盟を主張する勢力が出てきている。また、全欧州の安全保障制度が完成すれば、永世中立が不要になるといった見解も出されている。この見解については、国際法学者のS・シュタットルマイヤーが述べている説を紹介しておこう。

彼は、一般的に、永世中立の存在意義(機能、条件)には、第一に、勢力均衡の存在を前提に勢力均衡とその下の対立とを安定させる機能が、第二に、外交・防衛的な次元の自国の安全保障政策(未然防止)の手段としての機能があるという。

ところで、オーストリアの永世中立は、東西の対立・冷戦の産物として一九五五年に登場し、欧州における緊張緩和と安全保障に貢献してきた。しかし、東西冷戦の終結と中央ヨーロッパの勢力均衡の崩壊により、中立がその存在意義を有していた第一の条件がなくなった。他方、ソ連などの大国のヘゲモニーが消滅したことにより、民族紛争という新たな脅威が生じてきているから、永世中立(国)は、その意義が依然としてあるとも考えられる。しかし、この問題への対処は、永世中立(国)でなくとも可能である。ヨーロッパで機能する全体的な防衛システムがむしろ必要である。オーストリアも参加する全ヨーロッパ的な安全保障制度ができれば、オーストリアの安全保障政策の手段である永世中立(第二の機能)も不要となる。したがって、「全ヨーロッパの安全保障制度が中立にとって代わる」とがありえれば、そのときには直ちに、安全保障政策の手段としての中立の理解からは、中立の放棄が論理的帰結となる。このことは、政治的同盟が完成した場合にもあてはまる。」また、全ヨーロッパ的な安全保障制度が完成する

までの統合過程において、永世中立の安全保障政策的機能にこだわれば、永世中立の地位とEC加盟が矛盾するという問題が生ずるが、この場合は、(法的には)中立留保での加盟によってのみ短期的には解決できる。しかし、上述のように、今日の新たな脅威に対しては安全保障政策の手段としては、永世中立は役に立たなくなっていることを認識すべきである。東側(社会主義国)をECに組み込む統合政策機能が、過去の経緯から永世中立(国)に残された機能であると考えられたが、東側の開放により、この機能も意義を失っている。いずれにしても、永世中立は意義を失い、放棄されることになるであろう、と。^①

さらに、H・ケックのように、オーストリアはその永世中立の地位の変更ないし廃棄に努める決心をすべきであるという意見もある。オーストリアの永世中立は国際法上承認された中立であるから、その変更ないし廃棄には法的な手続きが問題になる。この点について、ケックは、東西対立が相当緩和し、一九五五年(中立が承認された年)に比べて状況が根本的に変化する時期が将来くれば、オーストリアの中立維持をどの国も期待しなくなるであろうから、そのときには、中立の変更ないし廃棄について、ソ連の同意も省略されうる、と述べている。^②

このような永世中立放棄論に対して、伝統的(現状維持的)な永世中立維持論のほか、永世中立の積極的な擁護論がないわけではない。一九九六年には、NATOやWEU(西欧同盟)などの軍事同盟への参加拒否、EUの軍事化阻止、積極的中立外交を要求する「オーストリア中立運動」が結成されたが、このような主張は、以前からもなされていた。^③

例えば、オーストリアのEC加盟に反対した「緑の人々(Grünen)」は、「緑の人々のオルタナティブ・ヨーロッパ宣言」(インスブルック、八九年二月)で、次のようなことを述べている。すなわち、ECにおいては、EC管理

下での軍事研究、新しい武器体系の進展、NATOとEC間のいっそうの協力、ECの武器輸出に関する共同政策が進行しており、ユーロ・ミリタリズムの経済的基盤を与えようという言葉もみられる。そこで、課題として、永世中立の形骸化になるような政策に反対し、中立を欧州のブロック分割に対するオルタナティブとして捉えらるるとともに、次のような積極的平和政策を提示する。非核・非武装地帯創出のイニシアチブや地域紛争における仲介的役割に対する支援、第三世界民族との正しい関係の創出や難民救助への積極的従事、そして、あらゆる武器輸出の即時ストップ、軍需生産の民需生産への転換、オルタナティブな防衛形態確立に向けての連邦軍の段階的廃止といった一方的軍備撤廃の開始などである。⁴⁾

その他、「緑の人々」と近似した見解を述べているJ・イラシュコ（中立・非同盟平和イニシアチブ調整【CONNPI】組織の代表）は、次のような注目すべきことを述べている。それによれば、西欧の軍事的統合はアメリカの世界戦略の一部であり、ソ連や中立諸国への圧力である。それは、中立国の受容を不可能にする。また、欧州の経済統合は、欧州内部の矛盾と対立を深め、この矛盾を第三世界に転移する。中立国に対しては、脅しの手段であり、中立の喪失をもたらすかもしれない。⁵⁾さらに、同組織のJ・ビンターは、中立を国際関係における例外とか、西欧における集団的安全保障の失敗の副産物としてではなく、中立の利点を生かして、それを世界政治の民主化と非軍事化の国際システムの段階的な転換のための指示器として位置づけている。⁶⁾

これらの見解は、非武装永世中立の理念を内包している日本国憲法九条の平和主義を考えるうえで注目に値しよう。⁷⁾それはともかく、オーストリアの永世中立憲法に基づく中立政策が今後どのように展開されていくのか、注意してみたい。

説

- (1) S. Stadlmeier, Dynamische Interpretation der dauernden Neutralität, a.a.O., S. 346-357. (前掲)
 (2) H.F. Kock, Änderung und Aufhebung eines völkerrechtlichen Sonderstatus, in: Festschrift für R. Kirchschläger, 1990, S.111-113.

論

- (3) 「赤旗」一九九六年九月一日付記事。
 (4) Iraschko/Truger, EG und Neutralität, 1989, S.207-211.
 (5) Iraschko/Truger.a.a.O., S.41-44.
 (6) Iraschko/Truger.a.a.O., S.13-21.
 (7) 澤野義一『非武装中立と平和保障』(前掲)参照。

※ 本稿は、大阪経済法科大学の研究補助金の助成(一九九五年から二年間)による研究(「現代的永世中立の公法学的研究」)成果の一部である。